



長野県報

8 月 13 日(木)
令 和 8 年
(2026 年)
第 734 号

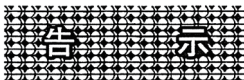
目 次

告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障がい者支援課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定更新（障がい者支援課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出（障がい者支援課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退（障がい者支援課）	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
宅地建物取引業法に基づく公開の聴聞（建築住宅課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2 件）（道路管理課）	3

公 告

家畜伝染病発生の届出（園芸畜産課）	4
-------------------	---



長野県告示第320号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和 8 年 8 月 13 日

長野県知事 阿 部 守 一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
アメリカンドラッグ上田丸子薬局	上田市長瀬3003	令和 8 年 8 月 1 日
アメリカンドラッグ須坂臥竜薬局	須坂市臥竜 5－11－10	令和 8 年 8 月 1 日
訪問看護ステーションわらわ	安曇野市穂高8307－3	令和 8 年 8 月 1 日
訪問看護ステーションめでる	安曇野市豊科高家5809－1	令和 8 年 8 月 1 日

障がい者支援課

長野県告示第321号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

令和 8 年 8 月 13 日

長野県知事 阿 部 守 一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定更新年月日
オレンジ薬局	佐久市佐久平駅北18－1	令和 8 年 8 月 1 日

コウズケヤ薬局 中央	上田市中央 2-20-12	令和 8 年 8 月 1 日
コウズケヤ薬局 古里	上田市古里 84-19	令和 8 年 8 月 1 日
コウズケヤ薬局 豊里	上田市蒼久保 555-1	令和 8 年 8 月 1 日
もとき薬局	上田市小島 213-1	令和 8 年 8 月 1 日
アイセイ薬局 伊那西町店	伊那市西町 5746-4	令和 8 年 8 月 1 日
調剤薬局マツモトキヨシ 伊那日影店	伊那市日影 56	令和 8 年 8 月 1 日
大瀬木薬局	飯田市大瀬木 1106-17	令和 8 年 8 月 1 日
やぶはらマオカ薬局	木曽郡木祖村大字藪原 1191-15	令和 8 年 8 月 1 日
日本調剤北アルプス薬局	北安曇郡池田町大字池田 3150 番地 1	令和 8 年 8 月 1 日
訪問看護ステーションふれあい	上伊那郡南箕輪村 1634-349	令和 8 年 8 月 1 日

障がい者支援課

長野県告示第 322 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和 8 年 8 月 13 日

長野県知事 阿 部 守 一

育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
訪問看護ステーションふれあい 上伊那郡箕輪町中箕輪 8944-1	訪問看護ステーションふれあい 上伊那郡南箕輪村 1634-349	令和 8 年 2 月 1 日
あづみ野西口薬局 安曇野市穂高 4598-4	アメリカンドラッグあづみ野薬局 安曇野市穂高 4598-4	令和 8 年 4 月 1 日

障がい者支援課

長野県告示第 323 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和 8 年 8 月 13 日

長野県知事 阿 部 守 一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	辞退年月日
有限会社太陽堂薬局	諏訪市小和田 19-10	令和 8 年 4 月 18 日

障がい者支援課

長野県告示第 324 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県伊那建設事務所及び駒ヶ根市役所に備え置きます。

令和 8 年 8 月 13 日

長野県知事 阿 部 守 一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	緯度及び経度
扇場	長野県駒ヶ根市中沢の区域内の土地のうち、次の 1 点から 8 点までを順次結んだ線及び 1 点と 8 点を結んだ線に囲まれた土地の区域	駒ヶ根市	中沢		1 点 北緯 35 度 43 分 18 秒 2138 東経 137 度 59 分 52 秒 7122 2 点 北緯 35 度 43 分 16 秒 5895 東経 137 度 59 分 53 秒 4006 3 点 北緯 35 度 43 分 16 秒 4172 東経 137 度 59 分 55 秒 6732

					4 点	北緯	35度43分14秒4473
					東経	137度59分54秒9686	
					5 点	北緯	35度43分13秒8579
					東経	137度59分52秒9740	
					6 点	北緯	35度43分15秒5739
					東経	137度59分51秒5431	
					7 点	北緯	35度43分16秒6206
					東経	137度59分51秒0421	
					8 点	北緯	35度43分17秒5734
					東経	137度59分51秒4806	

砂防課

長野県告示第325号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定に基づく行政処分について、同法第69条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第16条の 15第 5 項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行います。

令和 8 年 8 月13日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1日時
- 令和 8 年 9 月 9 日（水） 午前 9 時
- 2場所
- 長野市大字南長野字幅下692－ 2
- 長野県庁 議会増築棟第 1 特別会議室
- 3被聴聞者
- (1) 商号
- 有限会社G R I T
- (2) 代表者氏名
- 赤羽 真実
- (3) 主たる事務所の所在地
- 長野市金井田103番地 2 A－ 201
- (4) 免許証番号
- 長野県知事 (13) 第1719号
- (5) 免許年月日
- 令和 4 年 1 月27日

建築住宅課

長野県上田建設事務所告示第 6 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から令和 8 年 9 月 1 日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和 8 年 8 月13日

長野県上田建設事務所長 高 野 佳 敏

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小諸上田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
東御市大字和3591番の13地先から 上田市大字芳田1622番の 4 地先まで	旧	m 3. 6 ～ 26. 0	km 1. 4965
同 上	新	3. 6 ～ 26. 0	1. 4965
		9. 8 ～ 26. 0	1. 6000

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年9月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

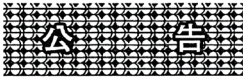
令和8年8月13日

長野県飯田建設事務所長 折井克壽

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田中乱橋線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡阿智村春日3031番の1地先から 下伊那郡阿智村春日3061番の17地先まで	旧	m 8.7 ～ 12.3	km 0.3900
同 上	新	8.7 ～ 34.4	0.3900

道路管理課



公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の届出が次のとおりありました。

令和8年8月13日

長野県知事 阿部守一

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	患畜・疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	令和8年7月31日	患畜	1	諏訪郡富士見町

園芸畜産課